

キャンドルアクション

JUSTICE for OKINAWA!

最高裁前 11/20.21 連続行動

～最高裁は口頭弁論を行い、高裁判決を破棄しろ!～

とき 11月20日(日)、21日(月)

場所 最高裁判所周辺 東京都千代田区隼町4番2号

<スケジュール>

◎11月20日(日)

18:00～20:00 キャンドル集会

- ・沖縄からの訴え／・法学者・弁護士から
- ・歌／・参加者から 他

◎11月21日(月)

8:00～9:00 最高裁前 出勤時のピラまき

10:00～ 最高裁要請行動(署名提出)

12:00～13:00 昼休み集会、終了



◆ 署名のお願い ◆

下記 URL へアクセスして、「ネット署名」のページから直接署名するか、別ページの署名用紙 (PDF) をダウンロードしてご活用ください。

humanchain.tobiipro.jp

【呼びかけ団体】「止めよう! 辺野古埋立て」国会包囲実行委員会

沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック 090-3910-4140

【連絡先】

沖縄意見広告運動 03-6382-6537

ピースポート 03-3363-7561

JUSTICE for OKINAWA!



2016年9月23日、沖縄県知事が辺野古埋立承認取消処分を取り消さないのは違法だとした福岡高裁那覇支部の判決を不服として最高裁に上告しました。

2016年9月16日の福岡高裁那覇支部の判決は、辺野古新基地建設に反対する県民の民意を踏みにじり、国の主張を全面的に追認し、中立・公平であるべき司法の役割を放棄し、かつ、政府の沖縄差別政策による沖縄への基地押しつけにお墨付きを与える極めて不当な判決です。同支部では沖縄県が請求した八人の証人申請を不当にもすべて却下しています。

高裁判決では、「在沖縄の海兵隊を県外移転できないとする国の判断は合理性があり尊重すべきである。普天間の危険性を除去するには辺野古移設しかない。」とこれは辺野古が唯一であるとの政府の主張そのものです。

また「新基地の建設を止めれば普天間の被害を継続するしかない」とまで言い切りました。政府は、普天間の危険性を除去するためには、辺野古新基地建設を認めると、県民を恫喝してきました。政府と同じく、裁判所が県民を恫喝しているのです。

さらに、「国防・外交は国の任務であり、知事は国の判断を尊重すべきである」として、地方自治を否定し、地方は国に全面的に従うべきであるとのこと。国と地方の対等な関係を定めた地方自治法にも反する判決です。

日本の戦後史上、基地問題で、裁判所がここまで政府の主張を丸呑みした判決は例がありません。司法を使ってまで沖縄の民意を押しつぶして基地建設を強行しようとする日本政府の沖縄差別を許すことはできません。

このまま黙って見ていれば、最高裁は、口頭弁論を行わずに、上告を却下する可能性が大きいです。最高裁の決定は、今後の辺野古の闘いに大きく影響及ぼすものです。何としてでも負けるわけにはいきません。

私たちは、沖縄県の上告を全面的に支持して、最高裁に対して、法の番人として三権分立を守り、「中立・公平な審理を求め、不当な高裁判決の破棄を求める」よう市民の力を大きく集めて「本土」世論を動かし、突き付けていきましょう。このためにキャンドルアクション JUSTICE for OKINAWA 最高裁前 11/20.21 連続行動を呼びかけます。多くの皆さんの参加をお願いいたします。



最高裁判所周辺 (東京都千代田区隼町4番2号)
最寄駅から

1. 永田町駅【地下鉄半蔵門線・有楽町線・南北線】
南門・西門まで徒歩約5分
(4番出口から青山通りを三宅坂交差点(東)方向へ、
2番出口も同程度)
2. 半蔵門駅【地下鉄半蔵門線】
西門・南門まで徒歩約10分
(1番出口から半蔵門駅前通りを国立劇場(南)方向へ)
3. 国会議事堂前駅【地下鉄丸ノ内線・千代田線】
南門・西門まで徒歩約15分
(1番出口から国会裏側の通りを国会図書館(北)方向へ)
正門・東門まで徒歩約15分
(2番出口から国会正面側の通りを国会図書館(北)方向へ)